

○福岡県少年警察活動規程の運用について（通達）

平成 15 年 3 月 20 日

福岡県警察本部内訓第 9 号

本部長

この度、福岡県少年警察活動規程の運用について（平成 9 年福岡県警察本部内訓第 10 号）の全部を次のように改正し、3 月 24 日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、触法少年事案の取扱いについて（平成 12 年福岡県警察本部内訓第 47 号）は、廃止する。

記

第 1 趣旨

この内訓は、福岡県少年警察活動規程（平成 15 年福岡県警察本部訓令第 8 号。以下「規程」という。）第 68 条の規定に基づき、規程の運用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 総則（規程第 1 章関係）

1 少年サポートセンター（規程第 4 条関係）

(1) 少年サポートセンターの意義

少年サポートセンターは、少年補導職員、少年相談専門員及び少年サポートセンターの事務を担当する警察官（以下これらを「少年補導職員等」という。）が規程第 4 条第 1 項の目的を達成するための活動拠点とする。

(2) 少年サポートセンターの名称、所在地及び活動区域

少年サポートセンターの名称、所在地及び活動区域は、別表第 1 のとおりとする。

(3) 少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターに配置された少年補導職員等は、次に掲げる活動を実施するものとする。

ア 少年相談活動

イ 少年の立ち直り支援活動

(ア) 繼続補導

(イ) 被害少年に対する継続的な支援

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、少年の立ち直りに資する活動

ウ 街頭補導活動

エ 広報啓発活動

オ 触法少年及びぐ犯少年の調査

カ アからオまでに掲げるもののほか、少年の非行の防止及び保護に関する活動

(4) 具体的活動要領

ア 少年相談活動

相談専用電話（各少年サポートセンターに設置する少年相談に係る専用電話をいう。）又は少年若しくは保護者その他関係者との面接により、少年相談を実施するものとする。

イ 少年の立ち直り支援活動

(ア) 少年サポートセンターの活動により把握した少年又は警察署において取り扱った少年のうち、継続補導等の支援活動を実施する必要があると認める場合は、関係する警察署、機関及び団体と緊密な連携を図りながら、当該少年及びその保護者等（規程第2条第7号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対し専門的かつ専属的な指導、助言その他の支援活動を実施するものとする。

(イ) 警察署の警察官が実施する少年の立ち直り支援活動を相互に連携して実施し、専門的事項についての指導、助言等を行うものとする。

ウ 街頭補導活動

不良行為少年、非行少年、被害少年及び要保護少年を早期に発見するため、警察署並びに学校その他の関係機関及び少年警察ボランティアその他の団体と緊密な連携を図り、地域の実態に即した街頭補導活動を実施するものとする。

エ 広報啓発活動

少年の規範意識を啓発し、少年の非行及び被害を防止するため、警察署並びに学校その他の関係機関及び少年警察ボランティアその他の団体と協力して、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の機会を活用した広報啓発活動を実施するものとする。

オ 触法少年及びぐ犯少年の調査

指定補導職員は、規程第43条の4に規定する触法調査及び規程第49条の2に規定するぐ犯調査を行うものとする。

カ アからオまでに掲げるもののほか、少年の非行の防止及び保護に関する活動

関係機関及び関係団体と連携して、非行、いじめ、児童虐待等の情報の収集及び共有化を図り、迅速的確な非行の防止及び保護に関する活動を実施するものとする。

(5) 支援要請

警察署長（以下「署長」という。）は、警察署で実施する少年警察活動について、少年補導職員等による支援が必要であると認める場合は、支援活動要請書（様式第1号）により、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）を経由して本部長に当該支援を求めるものとする。この場合において、少年課長は、特別の理由があるときを除き、当該署長と協議の上必要な支援を行うものとする。

(6) 事件等の引継ぎ

少年補導職員等は、（3）に規定する活動により警察署に引き継ぐことが必要であると認める事件等を認知した場合は、少年課長の指揮を受け、関係書類等を関係警察署に引き継ぐものとする。

(7) 報告

少年補導職員等は、それぞれが属する少年サポートセンターの毎月の活動計画及び活動結果について、次に掲げる区分に応じそれに定める日までに、少年課長に報告するものとする。

ア 活動計画 前月の20日

イ 活動結果 翌月の10日

2 少年補導職員（規程第5条関係）

(1) 少年補導職員手帳

少年補導職員手帳の取扱いについては、別に定める。

(2) 運用上の配意事項

少年課長は、少年補導職員の運用に関しては、次に掲げる事項に配意するものとする。

ア 少年補導職員は、少年の特性に関する知識及び少年の取扱いについての技能等を必要とする少年警察活動に従事する職員であることから、やむを得ない場合を除き、当該任務以外の活動に従事させないこと。

イ 少年補導職員の活動は、少年やその保護者等に接触する機会が多く、受傷事故の発生が考えられることから、接触する場所、時間、活動内容等を勘案して、複数による対応、警察官の同行等危害防止のための措置をとること。

ウ 少年補導職員は、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動の中核であることから、少年の取扱いその他少年警察活動に必要な事項について、部外における研修、教養等を受講されること。

エ 新たに任命された少年補導職員に対しては、触法少年及びぐるみ少年の調査に必要な専門的知識を養うため、少年課長が別に定める事項に基づく研修を行うこと。

(3) 少年育成指導官の指定等

ア 少年育成指導官の指定

少年課長は、次の要件のいずれかに該当する少年補導職員を少年育成指導官に指定するものとする。

(ア) 少年相談、少年の立ち直り支援等少年の特性に関する専門的な知識及び技能を有するもの

(イ) 少年及び保護者等への適切な対応に関する専門的な知識及び技能を有するもの

(ウ) (2) のウ及びエに規定する研修を終了し、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有するもの

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、少年課長が適任と認めるもの

イ 指定書の交付

少年課長は、少年補導職員を少年育成指導官に指定した場合は、指定書（様式第2号）

を交付するものとする。

ウ 少年育成指導官の任務

少年補導職員として勤務するほか、その勤務を通じて少年補導職員（少年育成指導官に指定されている少年補導職員を除く。）に対し実務の指導を行うものとする。

エ 指定の解除

少年課長は、少年育成指導官に疾病その他の理由により職務を遂行できない事由が生じた場合は、当該少年育成指導官の指定を解除するものとする。

3 少年警察ボランティア（規程第7条関係）

(1) 少年警察ボランティアとは、少年指導委員（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員をいう。）及び少年補導員（少年補導員制度運営要綱の制定について（昭和42年福警少内訓第1号）に規定する少年補導員をいう。）をいい、それぞれ同条第2項及び同内訓第2の2に定める活動を行うものとする。

(2) 少年警察ボランティアの運営については、別に定める。

4 少年特異事件報告書（規程第8条関係）

(1) 規程第8条第3項の別に定める少年特異事件報告書は、少年特異事件報告書（様式第4号）とする。

(2) 少年特異事件報告書は、規程第8条第3項の規定による即報のほか、次に掲げる報告についても用いるものとする。

ア 少年の犯罪に関する犯罪捜査規範施行細則（昭和33年福岡県警察本部訓令第11号。以下「施行細則」という。）別表第1に掲げる警察本部長指揮事件及び施行細則別表第4に掲げる報告事件の検挙即報

イ 少年の自殺事案、いじめ事案その他の少年警察活動上参考となる特異な事案の報告

5 少年事件簡易送致選別検討表等（規程第12条関係）

(1) 少年事件簡易送致選別検討表

規程第12条第3項第1号の別に定める少年事件簡易送致選別検討表は、少年事件簡易送致選別検討表（様式第5号）とする。

(2) 少年事案処理簿

規程第12条第3項第3号の別に定める少年事案処理簿は、少年事案処理簿（様式第6号）とする。

(3) 少年補導票

規程第12条第3項第4号の別に定める少年補導票は、少年補導票（様式第7号）とする。

第3 一般的活動（規程第2章関係）

1 非行防止地区計画（規程第13条関係）

非行防止地区計画は、計画の名称、実施期間、地区の範囲、実施体制及び実施内容について定めるものとする。

2 街頭補導の効果的実施（規程第15条関係）

街頭補導は、公園、駅、風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、班を編成して行う等効果的に実施するよう努めるものとする。

3 少年相談担当者（規程第17条関係）

署長は、少年係の警察官のうちから少年相談担当者を1人以上指定するものとする。この場合において、巡査部長以上の階級にある者を1人以上充てるものとする。

4 少年相談の取扱い（規程第18条関係）

少年相談を受理した場合は、規程及びこの内訓に定めるもののほか、福岡県警察相談活動実施要領の制定について（平成15年福岡県警察本部内訓第11号）に定めるところにより処理するものとする。

5 繼続補導の対象（規程第20条関係）

不良行為少年については、次の各号のいずれかに該当する少年について継続補導を実施するものとする。

- (1) 非行少年には該当しないが、不良行為を繰り返すなど将来の非行の防止を図る観点から、継続的な補導を行って早期にその立直りを図ることが重要であると認める不良行為少年
- (2) 非行少年のうち、家庭裁判所、検察庁若しくは児童相談所に送致し、又は通告し、当該機関における措置がとられた後、改めて不良行為少年と認める少年
- (3) 捜査又は調査の結果、非行少年と認定するに至らなかった少年のうち、不良行為少年と認める少年

6 繼続補導の取扱い（規程第21条関係）

警察署において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認める場合における少年課長への連絡は、少年事件処理簿の写し又は少年事案処理簿の写しを送付して行うものとする。

7 少年の社会参加活動等（規程第23条関係）

少年の社会参加活動等については、公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問、生産体験活動その他の社会参加活動、警察署の道場等における少年柔剣道教室、スポーツ大会その他少年の居場所づくりに資する多種多様な活動を新たな発想に基づき推進するものとする。

8 有害環境の排除（規程第27条・第28条関係）

有害環境の排除に当たっては、その実態を的確に把握して重点的及び計画的な指導取締りを

行うとともに、関係のある機関、業者等に対し、有害環境に関する問題点を積極的に提起するとともに、必要に応じて対策会議等を開催し、関係のある機関による指導、監督その他の施策、関係業者、団体等における自主規制、地域社会における自主活動等が効果的に推進されるよう配意するものとする。

第4 非行少年全般についての活動（規程第3章関係）

1 捜査及び調査の担当部門（規程第29条関係）

(1) 犯罪少年事件の捜査

ア 規程第29条第1項第1号に規定する「成人の被疑者を主とする事件」とは、成人と少年の共同正犯であって、犯罪の謀議及び実行を成人が主導的に行っている事件のほか、少年が従犯として成人の犯罪行為に加担している事件をいう。

イ 規程第29条第1項第2号に規定する「捜査上複雑かつ重要な事件」とは、全容解明に少年警察活動以外の特殊な技能を要する事件その他捜査体制、捜査技術等を勘案して少年係以外の係の警察官に捜査させることが適當と認める事件をいう。したがって、強盗、強制性交等その他適用法条からみていわゆる凶悪犯といわれる事件であっても、全てが必ずしも捜査上複雑かつ重要な事件となるわけではなく、罪種のいかんにとらわれず、個々の事件の実態に即して判断するものとする。

(2) 少年事件処理担当者

署長は、少年事件の処理の適正を図るため、刑事課（警察署において刑事部の分掌事務を所掌する課をいう。）及び交通課（警察署において交通部の分掌事務を所掌する課をいう。）の警察官のうちからそれぞれ1人以上の少年事件処理担当者を指定するとともに、少年事件の処理に必要な教養を行うものとする。

なお、2人以上指定する場合は、そのうち1人は、巡査部長以上の階級にある警察官を充てるものとする。

2 少年事件指導官（規程第30条関係）

規程第30条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 犯罪少年事件のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。以下同じ。）であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適當であると認められるものであって、少年係の警察官又は警察署に派遣された少年課の警察官若しくは指定補導職員が捜査又は調査を行う事件について、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官又は調査主任官等に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査又は調査の遂行のための必要な指導

(2) 犯罪少年事件のうち要指導事件であるもの、本部長が指揮する事件及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適當であると認められるものであって、少年係の警

察官又は警察署に派遣された少年課の警察官以外の警察官が捜査又は調査を行うものについて、当該事件の捜査又は調査を担当する警察本部の所属の幹部（警部以上の階級（同相当職を含む。）にある者をいう。この（2）において同じ。）と密接な連絡を取り、当該幹部により（1）に定めるものと同様の指導が的確に行われるようするための助言

（3） 少年事件選別主任者に対する少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇上の意見の決定等に関する必要な指導及び教養

3 少年事件選別主任者等（規程第30条の2関係）

（1） 少年事件選別主任者は、少年処遇の基本を踏まえて少年事件の捜査又は調査を適正に行うため、規程に定めるもののほか、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 少年事件（交通事故のうち交通切符又は交通反則切符で処理すべきもの及び交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪、道路交通法（昭和35年法律第105号）第116条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する罪を除く。）に関し、少年及び重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致その他事件の処理方針について意見を述べること。

イ 少年の被疑者に対する任意の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影について意見を述べること。

ウ 少年事件選別主任者の意見を適切に反映させるため、当該事件を担当する捜査主任官又は調査主任官と常に緊密な連絡を取ること。

（2） 少年事件選別補助者は、少年事件選別主任者の行う非行少年の措置の選別、処遇上の意見の決定、再非行の危険性の判定等に係る技術的な事項について、少年事件選別主任者を補助するものとする。

（3） 署長は、人事異動等により新たに少年事件選別主任者又は少年事件選別補助者を指定した場合は、その都度遅滞なく、少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者の指定報告書（様式第9号）により、本部長に報告しなければならない。

4 捜査又は調査上明らかにすべき事項（規程第32条関係）

非行少年に対する処遇は、少年の非行の深度に対応して決定されるものであることから、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、単に非行事実の存否を明らかにするのみでなく、その少年の再非行のおそれと要保護性を明らかにするものとする。

5 指紋の採取等（規程第40条関係）

少年の被疑者の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影については、少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影要領の制定について（平成13年福岡県警察本部内訓第4号）の定めるところによる。

6 犯罪少年事件に関する書類の作成（規程第43条関係）

身上調査表は、犯罪少年（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第221

条の規定により身上調査表を添付することを要しないとされている交通法令違反事件に係る犯罪少年を除く。) のうち送致するものについて作成するものとする。

7 触法調査を行うことができる職員（規程第43条の4関係）

(1) 指定の手続

ア 少年課長は、指定補導職員として指定することが適當であると認める者を指定補導職員指定上申書（様式第9号の2）により、生活安全部長を経由して本部長に上申するものとする。

イ 本部長は、アの規定による上申に係る者を指定補導職員に指定することが適當であると認める場合は、当該者に対して指定書（様式第9号の3）を交付して指定補導職員に指定するものとする。

(2) 指定の解除手続

ア 少年課長は、指定補導職員が疾病その他の理由により任務を遂行することができず、その指定を解除する必要が生じた場合は、指定補導職員指定解除申請書（様式第9号の4）により、生活安全部長を経由して本部長に指定補導職員の指定の解除を申請するものとする。

イ 本部長は、アの規定による申請があった場合において、指定補導職員の指定を解除する必要があると認めるときは、当該者に対して指定解除通知書（様式第9号の5）を交付して指定補導職員の指定を解除するものとする。

ウ イの規定による解除のほか、指定補導職員が退職した場合は、当該者の指定は解除されたものとみなす。

(3) 指定補導職員指定記録簿

少年課長は、少年課に指定補導職員指定記録簿（様式第9号の6）を備え付け、指定補導職員の指定及び指定の解除の経緯を明らかにしておくものとする。

8 触法調査に係る調査主任官指名簿（規程第43条の5関係）

規程第43条の5第3項の別に定める調査主任官指名簿（触法用）は、調査主任官指名簿（触法用）（様式第9号の7）とする。

9 付添人の選任届（規程第43条の6関係）

付添人を選任することができる者又は付添人から受理した付添人の選任届については、当該触法少年事件に関して作成した少年事件処理簿の末尾につづり、当該少年事件処理簿とともに保管するものとする。

10 犯罪の疑いがある場合の措置（規程第44条関係）

触法少年事件については、明らかに低年齢少年による行為と認める場合であっても、特に、殺人、強盗等の重要な事件については、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

1 1 強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置（規程第45条関係）

- (1) 警察官は、逮捕した触法少年を釈放した場合は、逮捕手続書に既に釈放した旨を記載するものとする。
- (2) 警察官又は指定補導職員は、触法少年の逮捕及び釈放に関し作成した捜査書類等は、原本を保管するとともに、当該少年を児童相談所に送致し、又は通告する必要がある場合で、その書類が必要なときは、謄本を使用するものとする。

1 2 押収物の還付公告等（規程第45条の3関係）

- (1) 署長は、触法少年事件が終結したにもかかわらず、還付を受けるべき者の所在が判明しないため、又はその他の事由によって、還付することができない押収物がある場合は、速やかに少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）第2条に規定する事項を記載した公示書（様式第9号の8）を作成し、警察署の掲示板に14日間掲示するものとする。
- (2) 署長は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴をも公告することができる。
- (3) 署長は、特に必要があるときは、(1)に規定する期間を延長することができる。
- (4) 調査主任官は、公告の日から6か月を経過しても還付できず、その所有権が県に帰属した場合は、速やかにその旨を保管金については保管金所有権県帰属報告書（様式第9号の9）による署長への報告により、保管物件については保管物件所有権県帰属報告書（様式第9号の10）による署長への報告により福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）に規定する財務担当所長に引き継ぐものとする。
- (5) 署長は、公告の日から6か月を経過していないときであっても、価値のないものは廃棄処分書（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。この(5)において「様式を定める訓令」という。）別記様式第42号）によりこれを廃棄し、保管に不便なものは、換価処分書（様式を定める訓令別記様式第43号）によりこれを公売して、その代価を保管することができる。

1 3 触法少年事件に関する書類の作成（規程第45条の4関係）

(1) 申述書

- ア 警察官又は指定補導職員は、申述書を作成する場合は、次に定めるところによるものとする。
- (ア) 触法少年に係る申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いること。
 - (イ) 申述書には、少年の署名及び押印又は指印を求めること。この場合において、当該少年の質問に立ち会い、又は当該申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等にも署名及び押印又は指印を求めること。

イ 警察官は、触法少年が他の被疑者と共に犯関係にある場合は、当該触法少年は、他の被疑者に関する捜査上の参考人となることから、参考人供述調書を作成すること。

(2) 触法少年事件に関する身上調査表

身上調査表は、触法少年のうち、児童相談所長に送致するものについて作成するものとする。

(3) 強制の措置時の制限

警察官は、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第1項の規定により、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託（以下「押収等」という。）をすることができるが、警察官を除く職員については押収等をすることができないことから、押収等において用いる書類を作成することができないので留意するものとする。

14 児童相談所への送致（規程第45条の5関係）

(1) 児童相談所への送致書類は、おおむね次の順序によってつづるものとする。

ア 触法少年事件送致書

イ 書類目録

ウ その他の書類

(2) (1)のウのその他の書類のうち証拠物関係書類については、当該書類の謄本をつづり、原本については、当該証拠物を家庭裁判所に送付する際に併せて送付するものとする。ただし、還付又は廃棄を実施したことにより家庭裁判所に送付することができない証拠物に係る書類については、当該書類の原本を送致するものとする。

15 ぐ犯調査に係る調査主任官指名簿（規程第49条の3関係）

規程第49条の3において準用する第43条の5第3項の規定の別に定める調査主任官指名簿（ぐ犯用）は、調査主任官指名簿（ぐ犯用）（様式第9号の11）とする。

16 ぐ犯少年等が所持する物件の措置（規程第49条の6関係）

(1) 預り書

規程第49条の6第2項の別に定める預り書は、預り書（様式第10号）とする。

(2) 任意差出書

規程第49条の6第3項の別に定める任意差出書は、任意差出書（様式第11号）とする。

(3) 受領書

規程第49条の6第4項の別に定める受領書は、受領書（様式第12号）とする。

17 ぐ犯調査に関する書類の作成（規程第49条の7関係）

(1) 申述書

13の（1）のアの規定は、ぐ犯少年の申述書を作成する場合について準用する。この場合において、13の（1）のアの規定中「触法少年」を「ぐ犯少年」と読み替えるものとする。

(2) ぐ犯少年事件に関する身上調査表

身上調査表は、ぐ犯少年のうち、家庭裁判所に送致するものについて作成するものとする。

第5 不良行為少年の補導（規程第4章関係）

少年補導票の作成及び報告（規程第54条関係）

1 連絡措置

(1) 少年補導票に係る不良行為少年の連絡措置（引渡しを含む。以下同じ。）は、原則として、当該少年を発見した場所を管轄する警察署の少年係の警察官が行うものとする。この場合において、保護者に引き渡すべき物品を当該少年が所持しているとき、当該少年の補導を保護者から依頼されているとき及び当該少年に対して継続的な指導等を行っているときであっても、少年事件選別主任者又は少年事件選別補助者が、連絡措置の要否、連絡先、連絡方法等について審査の上判断するものとする。

(2) 連絡は、原則として、保護者に対して行うこと。ただし、保護者に連絡することができない特別の事情がある場合は、学校又は職場の関係者に対して行うものとする。

2 少年補導票

(1) 少年補導票は、当該少年補導票に係る不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。この場合において、住居不定の不良行為少年に係る少年補導票は、当該少年を発見した場所を管轄する警察署において保管するものとする。

(2) 規程第12条第3項第4号及び第54条の規定により報告を受けた署長は、少年補導票に係る不良行為少年の住居地が他の警察署又は他の都道府県警察の管轄区域内である場合は、少年課長を経由して送付するものとする。

(3) 保管中の少年補導票に係る不良行為少年について、更に少年補導票を作成し、又は少年補導票の送付を受けた場合は、当該保管中の少年補導票と合わせて保管するものとする。

(4) 少年補導票は、当該少年補導票に係る不良行為少年が成人に達した場合その他保管の必要がなくなった場合に廃棄するものとする。

第6 少年の保護のための活動（規程第5章関係）

1 被害少年支援指導官（規程第57条関係）

被害少年支援指導官は、被害少年に係る具体的な支援活動の実施その他被害少年の保護に関する企画、指導、教養及び調整等に当たるものとする。

2 被害少年に対する継続的な支援（規程第58条・第59条関係）

(1) 継続的な支援は、カウンセリングの実施等少年の特性に関する知識並びに少年への適切な対応の方法に関する知識及び技能を必要とすることから、特別の理由がない限り、少年サポートセンターに配置された警察官等に行わせるものとする。

(2) 少年サポートセンターに配置された警察官等は、少年課長の命を受け、次に掲げる活動を行うものとする。

- ア 被害少年に対する指導、助言及びカウンセリング等
- イ 保護者等と連携しての環境の整備
- ウ 医療機関その他支援上必要と認める機関、団体等の紹介

(3) 継続的な支援の対象となる被害少年は、別表第2に掲げる少年であって、精神的な打撃の程度、加害行為の態様、被害の内容並びに少年の年齢、性別、生活の状況及び家族の状況等を総合的に判断して、継続的な支援を行う必要があると認める者をいう。この場合において、原則として、本人が明確に当該支援を拒否しているときは、支援は行わないものとする。

(4) 継続的な支援を開始する時期については、被害少年に係る事件の捜査状況等諸般の事情を勘案して決定するものとする。

3 福祉犯（規程第61条関係）

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯として警察庁長官が定めるもののうち、都道府県の条例に規定する罪とは、福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第38条第1項、第2項第2号から第4号まで、第4項又は第5項第1号、第3号、第4号（第18条第3項及び第19条第3項に係る部分に限る。）、第9号（第26条第1項に係る部分に限る。）若しくは第10号から第14号までに規定する罪をいう。

第7 記録（規程第6章関係）

1 少年特異事件指揮簿（規程第64条関係）

規程第64条の別に定める少年特異事件指揮簿は、少年特異事件指揮簿（様式第13号）とする。

2 少年事件管理表（規程第65条関係）

規程第65条の別に定める少年事件管理表は、少年事件管理表（様式第14号）とする。

3 犯罪事件処理簿（規程第66条関係）

犯罪事件処理簿（犯罪事件受理簿等の様式について（平成29年1月31日付け、警察庁丙刑企発第8号）別記様式第7号）は、犯罪少年（交通法令違反に係る犯罪少年及び交通事故に係る刑法第211条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪に係る犯罪少年を除く。）のうち送致するものについて作成するものとする。

4 少年カード（規程第67条関係）

(1) 規程第67条第1項の別に定める少年カードは、少年カード（様式第15号）とする。
(2) 少年カード又は少年カードの写しを保管する警察署においては、次に掲げる場合は、それぞれ該当する欄に必要事項を追加して記載するものとする。

- ア 少年カードに係る非行少年に対し事後措置を行った場合
- イ 当該少年が住居を移転したことが判明した場合

- ウ 当該少年が所在不明になったことが判明した場合
 - エ その他記載内容に変更を生じたことが判明した場合
- (3) 住居不定の非行少年に係る少年カードは、当該少年の送致又は通告の措置をとった警察署において保管するものとする。
- (4) 保管中の少年カードに係る非行少年について、更に少年カードを作成し、又は少年カードの送付を受けた場合は、当該保管中の少年カードと合わせて保管するものとする。
- (5) 少年カード又は少年カードの写しは、当該少年カードに係る非行少年が死亡した場合又は成人に達した場合に廃棄するものとする。

第8 報告

署長は、次に掲げる事項について、別に定めるところにより、少年課長を経由して本部長に報告するものとする。

- 1 少年警察ボランティアの活動状況（規程第7条関係）
- 2 街頭補導に関する活動状況（規程第15条関係）
- 3 少年相談に関する処理状況（規程第18条関係）
- 4 少年の社会参加活動等の実施状況（規程第23条関係）
- 5 少年の規範意識の啓発に関する活動状況（規程第26条関係）
- 6 有害環境の排除に関する活動状況（規程第27条関係）
- 7 非行少年及び不良行為少年に係る各種事件・事案の処理状況（規程第29条から第55条まで関係）
- 8 少年事件選別主任者等の指定状況（規程第30条の2関係）
- 9 少年の保護のための活動状況（規程第56条から第63条の2まで関係）

第9 関係書類の保存

少年課及び警察署に備え付ける簿冊名及び保存期間は、別に定めるところによるものとする。

別表第1（第2の1関係）

少年サポートセンターの名称、所在地及び活動区域

名称	所在地	活動区域
中央少年サポートセンタ ー	春日市	柏屋警察署、春日警察署、筑紫野警察署、糸島警察署、宗像警察署及び朝倉警察署の管轄区域
福岡少年サポートセンタ ー	福岡市中央区	中央警察署、博多警察署、東警察署、南警察署、早良警察署、西警察署、博多臨港警察署及び福岡空港警察署の管轄区域
北九州少年サポートセン	北九州市戸畠区	小倉北警察署、小倉南警察署、八幡東警

タ一 ー		察署、八幡西警察署、折尾警察署、若松 警察署、戸畠警察署及び門司警察署の管 轄区域
飯塚少年サポートセンタ ー	飯塚市	飯塚警察署、嘉麻警察署、直方警察署、 田川警察署、行橋警察署及び豊前警察署 の管轄区域
久留米少年サポートセン ター	久留米市	久留米警察署、小郡警察署、うきは警察 署、筑後警察署、八女警察署、柳川警察 署及び大牟田警察署の管轄区域

別表第2（第6の2関係）

1 次に掲げる刑法犯に係る被害少年（これらの犯罪の構成要件に該当するが、犯罪としては問えないとされる行為に係る被害少年を含む。）

- (1) 殺人未遂罪
- (2) 強盗致傷罪（未遂を含む。）
- (3) 強盗・強制性交等罪
- (4) 強制性交等罪（未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪（未遂を含む。）
- (7) 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（未遂を含む。）
- (8) 強制わいせつ等致傷罪
- (9) 傷害罪のうち、被害者が全治1か月以上の重傷害を負ったもの
- (10) 逮捕・監禁罪及び同致傷罪
- (11) 未成年者略取及び誘拐罪（未遂を含む。）
- (12) 営利目的等略取及び誘拐罪（未遂を含む。）
- (13) 身代金目的略取等罪（未遂を含む。）

2 次に掲げる犯罪その他の福祉犯に係る被害少年（これらの犯罪の構成要件に該当するが、犯罪としては問えないとされる行為に係る被害少年を含む。）

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童に淫行させる行為の罪
- (2) 売春防止法（昭和31年法律第118号）による困惑等による売春及び売春をさせる業の罪
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）による危険有害業務の就業制限の罪
- (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）による有害業務への紹介、募集、供給等の罪
- (5) 福岡県青少年健全育成条例によるいん行又はわいせつな行為及びいれずみを施す行為

の罪

(6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

(平成11年法律第52号)による児童買春及び児童ポルノ製造等の罪

3 次に掲げる少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年(犯罪としては問えない行為に係る被害少年を含む。)

(1) いじめ(身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、嫌がらせ、無視等の心理的圧迫を反復継続して加えることにより、苦痛を与えるものをいう。)

(2) 児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。)